

「ぐんま観光おもてなし事業」企画提案要領

1 業務の名称

ぐんま観光おもてなし事業

2 業務の目的

本県には世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」をはじめ、草津・伊香保・水上・四万などに代表される個性豊かな温泉地や高山植物の宝庫として知られる「尾瀬国立公園」など、豊かな観光資源が数多く存在する。

昨年はNHK大河ドラマ「真田丸」の放送、圏央道茨城区間全線開通など、本県への観光誘客にとって追い風が吹いている。

毎年、「オール群馬」で実施している「ググっとぐんま観光キャンペーン」（主催：ググっとぐんま観光宣伝推進協議会、会長：群馬県知事、構成団体数：250団体）の観光客入込数は増加傾向にあり、平成29年度は7月1日から9月30日までの3カ月間で実施を予定している。

この追い風を逃すことなく、さらなる観光誘客につなげるため、「ぐんま観光おもてなし隊」を結成し、県内外のイベントや観光キャラバン等において本県の魅力を発信するとともに、イベント来場者等へのおもてなしを実施する「ぐんま観光おもてなし事業」を実施する。

3 業務の内容

別紙「ぐんま観光おもてなし事業」業務委託仕様書のとおり

4 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

5 事業費

金18,700千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

6 応募資格

以下の要件を満たすこと

- ・事業所が群馬県内にあること
- ・委託契約における受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること
- ・事業執行にあたり、経理処理や事業遂行、その報告等を適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

7 事業説明会

事業説明会は開催しない。

8 スケジュール

- (1) 参加申込受付
平成29年4月19日（水）午後5時必着
- (2) 質問受付
平成29年4月19日（水）午後5時まで
- (3) 応募期限
平成29年4月24日（月）正午必着
- (4) 審査
平成29年4月25日（火）

9 参加申込受付

- (1) 提出期限
平成29年4月19日（水）午後5時必着
- (2) 提出先
下記「14 提出先及び問い合わせ先」のとおり
- (3) 提出方法
参加申込書（様式1）を郵送又は持参により提出する。

10 質問の受付

- (1) 受付期限
平成29年4月19日（水）午後5時まで
- (2) 提出先
下記「14 提出先及び問い合わせ先」のとおり
- (3) 提出方法
質問書（様式2）により、ファクス又は電子メールにより提出する。
- (4) 回答について
受付順に質問者へ平成29年4月21日（金）までにファクス又は電子メールにて回答する。

11 応募の手続き等

- (1) 提出期限
平成29年4月24日（月）正午必着
- (2) 提出先
下記「14 提出先及び問い合わせ先」のとおり
- (3) 提出方法
持参又は郵送とする。
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式3）【正本1部、副本5部】
様式3（表紙・本体）に基づき作成する。
 - ・団体・会社の概要
 - ・類似業務の主な実績
 - ・実施体制
 - ・企画提案
 - イ 提案事業の見積書（任意様式）【正本1部、副本5部】

宛名は「公益財団法人群馬県観光物産国際協会 理事長 市川捷次」とし、積算内訳は、仕様書に記載されている経費を項目別に算出する。

なお、県内外イベント・観光キャラバン等出動にかかる交通費・宿泊費等は下表を参考に算出する。

県内外イベント・観光キャラバン等出動件数(回)

県内	県外											計
	首都圏						北陸		中京	関西	その他	
	東京	神奈川	千葉	埼玉	茨城	栃木	石川	富山	名古屋	大阪		
75	39	7	4	20	3	5	4	4	6	3	5	175

※うち、25回は宿泊を伴う。

- ウ 会社案内パンフレット等応募事業者の概要が分かる資料【6部】
- エ 登記簿（本社所在地等が確認できる書類）【1部】
- オ 定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は運営規約に該当するもの）【1部】
- カ 直近の決算報告書【1部】
- キ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式4）【1部】
- ク 消費税の「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」（様式5）【1部】

平成29年4月1日から平成30年3月31日の期間において、消費税法上の課税事業者にあたる場合は課税事業者届出書を、免税事業者にあたる場合は免税事業者届出書を提出する。

- ※正本については、代表者の記名・捺印を行うこと
- ※平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿搭載者は上記エ・オ・カを不要とする。

(5) 企画提案における留意事項

- ア ぐんま観光おもてなし隊構成員の体制方針を明記する（中心となるメンバーは正規職員で、その他のメンバーは新たに契約社員を雇用する等）。
- イ ぐんま観光おもてなし隊が本県の魅力発信として、観光地や物産品、旬の話題等観光誘客に必要な知識を習得するための研修内容を明記する。

(6) その他の留意事項

- ア 提案の無効
 - 次の事項に該当する場合は、審査対象とならない。
 - ・応募資格を満たさない者による提案
 - ・提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
 - ・提出書類に不備がある等条件に違反した提案
 - ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- イ 提案の取り下げ
 - 企画提案書の提出後に企画提案を取りやめる場合は、代表者の記名・捺印のある文書により、その旨を連絡すること。また、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも同様とする。
- ウ 企画提案にかかる費用は、応募事業者の負担とする。
- エ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。また、提出後の差し替え及び再提出は、県が補正等を求める場合を除き認めない。
- オ 提出書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- カ 提出書類は事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮するものとする。

12 審査

(1) 審査方法

企画提案審査会による応募書類等に基づく書面審査を行い、最も評価の高く適格性がある提案者を委託の優先交渉事業者として決定する。

なお、企画提案審査会では、応募事業者からのプレゼンテーションは行わないので留意する。

(2) 審査基準

提案事業については、以下の審査基準に基づき、採点方式（50点満点）により審査を行う。

ア 事業適合性（配点10点）

- ・協会の委託事業として、ふさわしい提案であるか。
- ・過去の類似業務で良好な実績を上げているか。

イ 事業目的性（配点15点）

- ・自社の技術・ノウハウ等の強みを活かした提案がなされているか。
- ・質の高い事業が期待できるか。

ウ 企画性（配点10点）

- ・提案内容に、独自性（優位性）や新規性は認められるか。

エ 実行性（配点10点）

- ・経営面も含め、事業の遂行に十分な能力があるか。
- ・事業を確実に実行できる体制が整備されているか。

オ 経済合理性（配点5点）

- ・事業の効果が見積額に見合っているか。
- ・見積額や積算内訳・根拠は適切か。

(3) 審査の結果

平成29年5月上旬を目途に、応募事業者すべてに文書により通知する。

1.3 契約についての留意点

(1) 委託契約について

選定された優先交渉事業者は、改めて業務内容、契約条件について協会と協議し、委託契約を締結する。なお、実際の契約金額は、必ずしも提案による見積金額と一致しない。また、契約が不調に終わった場合には、次点の事業者と交渉を行う場合もある。

(2) 契約の条件

ア 契約形態

随意契約による委託契約とする。

イ 委託費の内容

本事業の遂行に必要なと認められる経費は次のとおりとする。

(ア) 人件費

(イ) 県内外イベント・観光キャラバン等出動にかかる交通費・宿泊費等

(ウ) その他の経費

- ・消耗品費、広告宣伝費、通信運搬費、機器・物品等のレンタル・リース費、制服等クリーニング代、その他事業実施に必要な経費

(エ) 一般管理費

- ・事業全般を管理する際に発生する雑務的経費。事業費の1割を上限とする。

(オ) 消費税及び地方消費税

- ・各経費は消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額とすること。ただし、免税事業者の場合は、仕入課税額を消費税及び地方消費税欄に記載すること

(カ) 機器及び備品について

- ・本事業を実施するために必要な機器及び備品については、レンタル・リース

を原則とし、特別に理由のある場合を除き、購入は認めないこととする。

(3) 事業報告

委託業務完了の日以降、速やかに事業実績報告書（1部）を提出する。

- ・県内外イベント・観光キャラバン等の出動記録
- ・その他

(4) 委託費の支払い

委託費の支払いは、原則として、事業実績報告書の提出、履行の確認後となるが、必要に応じて事業受託者の請求により前金払も可能とする。

1 4 提出先及び問い合わせ先

公益財団法人群馬県観光物産国際協会観光物産部

住 所：〒371-0026 群馬県前橋市大手町2-1-1（群馬会館3階）

電 話：027-243-7273（直通）

F A X：027-243-7275

E-mail：gtia@gtia.jp